

公衆衛生情報みやぎ

2021 7 月 号

震災・復興特集

- ・東日本大震災から10年を迎えて
～今後の震災伝承の取組～…………… 1

行政等からの情報

- ・令和3年度 宮城県保健福祉部の重点方針 … 5
- ・令和3年度 宮城県環境生活部重点方針 … 9
- ・令和3年度 仙台市環境局主要事業…………… 15
- ・令和3年度 仙台市健康福祉局主要事業 … 18
- ・令和3年度 仙台市子供未来局主要事業 … 22

感染症情報

- 宮城県感染症発生動向調査情報…………… 26
- 仙台市感染症発生動向調査情報…………… 27
- 仙台市内病院病原体検出情報…………… 28

保健所からの便り

- 仙台市…………… 29

ちょっとひと息

- 身近な場所にいるエビの話…………… 31
- あとがき…………… 32



No.518

当協会ホームページで、過去3年分のバックナンバーをご覧いただけます。

震災・復興特集

東日本大震災から10年を迎えて ～今後の震災伝承の取組～

宮城県復興支援・伝承課

【はじめに】

甚大な被害をもたらした東日本大震災が発生してから10年が経過しました。この間、国内外の皆様の温かいご支援やご協力をいただき、東日本大震災からの復旧・復興に向けた力強い歩みを進めて来ることができました。皆様のご支援に対しまして心から感謝申し上げます。

【これまでの取組と残された課題】

東日本大震災発生からの10年間、本県は「宮城県震災復興計画」の下、従来とは違った新しい制度設計等を積極的に取り入れ、復旧にとどまらない抜本的な「再構築」を行うとともに、産学官の連携なども活用しながら、先進的な地域づくりを行ってきました。その結果、県内の主要な道路や橋梁、病院、学校など、生活に密着した公共インフラの整備や災害に強いまちづくりに向けた取組といったハード事業に関しては概ね順調に進捗し、完成の見通しが立っています。

一方で、心のケアやなりわいの再生などのソフト事業や、福島第一原発事故被害への対応については、継続して取り組む必要があります。

また、震災からの時間の経過に伴い、人々の震災に関する記憶が風化していくとともに、震災を経験していない世代の増加していくことから、震災の記憶や教訓をしっかりと伝え継いでいくことが求められています。

このようなことから、本県では以下の取組を

中心に残された課題の解決に努めていきます。

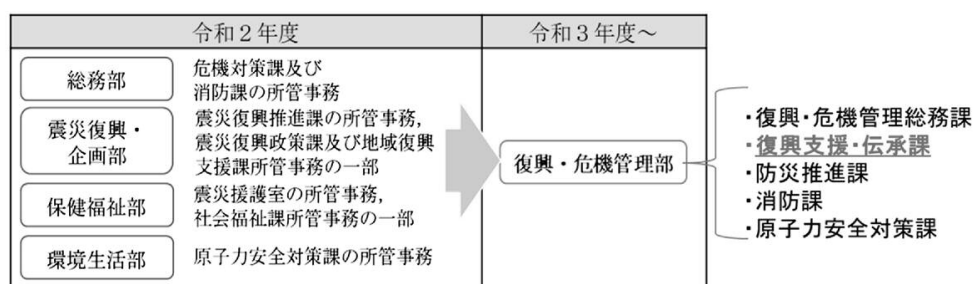
【残された課題の解決に向けた取組】

1. 組織改編

東日本大震災から10年が経過し、先にも述べましたとおり、ハード事業は縮小しているものの、今後もソフト事業や震災伝承に引き続き取り組む体制が必要となっております。また、震災以降、全国的に大規模災害が頻発しているほか、新型コロナウイルス等の様々な危機事案が発生しております。

そのため、大規模、かつ、複合的な危機に対して、全庁を挙げて取り組むとともに、事前防災から初動、中長期、伝承まで一貫して対応する体制を構築するため、令和3年4月の組織改編により、これまで各部局で所管していた震災復興業務及び危機管理業務を集約し、新たに「復興・危機管理部」を設置するとともに、復興・危機管理総務課、復興支援・伝承課、防災推進課、消防課及び原子力安全対策課の5課体制に再編されました（図1参照）。

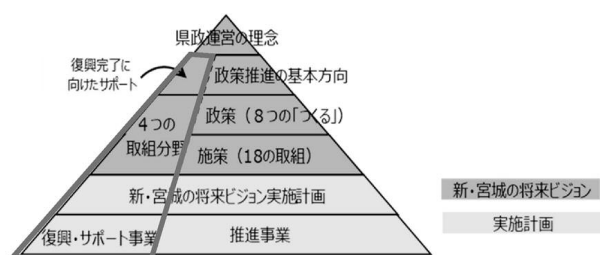
中でも、復興支援・伝承課では、「宮城県震災復興計画」終了後も引き続き対応が求められる、地域コミュニティの形成や被災者支援などのソフト面の復興支援に加え、今後の大規模災害において、東日本大震災と同じ悲しみを二度とくり返さないためにも、様々な形で震災の記憶や教訓を伝承する取組を展開していくこととしました。



（図1）復興・危機管理部新設に伴う事務移管の概要

2. 新・宮城の将来ビジョンにおける復興サポート事業

震災から10年間の震災復興計画期間を経てもなお続く課題や、新たに生じた課題に対しては、令和3年4月から、県の総合計画「新・宮城の将来ビジョン」に震災復興計画の理念を引き継ぐとともに、「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」として、次に挙げる4つの支援に取り組んでまいります（図2参照）。具体的には、次のとおりです。



（図2）新・宮城の将来ビジョンの推進方策

（1）生活再建の状況に応じた切れ目のない支援

被災地で暮らす方々一人ひとりに寄り添った支援が行われるよう、子どもから大人まで切れ目のない心のケア、見守り・生活相談、地域コミュニティの形成支援、児童生徒へのきめ細かな対応等を実施し、生活再建と生活環境の確保を確実にいきます。

（2）回復途上にある産業・なりわいの下支え

被災した商工業者、農林漁業者の販路・売上が回復し、再び本県の経済を力強く牽引できるよう、施設・設備を復旧する事業者の経営支援や農林漁業者の生産力回復等の支援を実施するほか、沿岸被災地への観光誘客に向けた支援等を実施します。

（3）福島第一原発事故被害への対応

東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する損害賠償請求支援を行うとともに、被害者への各種支援を継続して行います。また、被災地の食品等に対する風評が払拭されるよう、継続した放射性物質検査と国内外への情報発信に加え、放射性物質汚染廃棄物等の処理に向けた支援等を実施します。

（4）復興事業のフォローアップと成果・教訓の伝承

やむを得ない事情により復興計画期間内に完了できない事業については、各分野の取組を加速させる支援を実施するとともに、復興事業を一日も早く完了させるために必要な職員の確保を継続して行います。また、津波被害をはじめとした今後起こり得る自然災害において一人ひとりが命を守るための行動をとれるよう、東日本大震災の記憶や、復旧・復興の過程を含め、得られた教訓を県内はもとより国内外、そして未来に伝えていきます。

3. 東日本大震災の記憶・教訓の伝承に関する基本方針の策定

1及び2で紹介しましたとおり、令和3年4月の組織改編で、復興支援・伝承課を新設し、震災伝承の取組体制を整えたことに加え、新たにスタートした「新・宮城の将来ビジョン」では、震災の記憶や教訓を後世に伝承する取組を、復興サポート事業の取組分野の一つに位置づけ、震災伝承に関する取組を推進することとしました。これらを踏まえ、その取組を県庁一丸となって着実に進めていくためにも、本県の震災伝承の取組の方向を内外に向けて明示する必要があることから、「東日本大震災の記憶・教訓の伝承に関する基本方針」を策定しました。

本方針の基本理念に関しましては、震災後に頻発する国内各地の大規模な災害に加え、震災を経験していない人々の増加などにより、記憶の風化も懸念されている状況から、歴史に学び、後世に受け継いでいくこと、東日本大震災と同じ悲しみを二度と繰り返さないためにも、震災の記憶や教訓をしっかりと伝え継いでいくことが必要であり、それらのことを踏まえ、「東日本大震災の経験や復旧・復興の過程、そこからの教訓を現在（いま）、そして未来に伝え続ける。一人ひとりがかけがえのない大切な命を守り、災害時に「自らの命を守る行動」が実行できる社会をつくる。」と決めました。

取組の展開に当たっては、震災伝承に係る状況や課題、基本理念を踏まえ、(1)「震災の記憶・経験の蓄積と発信」、(2)「伝承や防災・減災に関する人材の育成と防災教育の推進」、(3)「多様な主体の連携による伝承の推進」の3つを柱に

掲げるとともに、復興事業等に関し、庁内において総合的な調整を行う場である「宮城県復興本部」の下で、復興支援・伝承課が中心となって各種調整を図りながら、部局横断的に取り組んで行くこととしました。3つの柱における主な取組は、次のとおりです。



震災復興本部の様子

(1) 震災の記憶、経験の蓄積と発信

石巻南浜津波復興祈念公園内の「みやぎ東日本大震災津波伝承館」の震災伝承に関する展示や、出前講座等の開催、東日本大震災アーカイブ宮城などにより、防災・減災対策について発信します。

(2) 伝承や防災、減災に関する人材の育成と防災教育の推進

震災や復興、復興過程で得られた経験、情報を教訓として学ぶための環境を整備し、伝承の担い手などの人材の育成に取り組みます。

(3) 多様な主体の連携による伝承の推進

市町村や学術・研究機関、民間団体等の多様な主体の知識や教訓の共有とネットワーク化などに取り組みます。

4. 復興支援・伝承課における主な震災伝承の取組

(1) 伝承館を活用した情報発信と、職員間の震災伝承

令和3年6月6日に開館した、みやぎ東日本大震災津波伝承館の展示をとおした震災伝承に加え、当該伝承館を拠点に、県内の伝承団体をはじめとした多様な主体（市町村、学術・研究機関、民間団体等）と連携するとともに、県内各地の伝承施設・団体等へ誘うゲートウェイ機



伝承館と沿岸15市町のつながりのイメージ

能を果たすことで、広域的な震災伝承の取組を目指します。

他方、東日本大震災後に宮城県に入庁した職員が3割を超えている実情を踏まえ、組織内での災害対応に関する伝承の必要性が高まっています。そのため本県では、東日本大震災の対応において特に重要な約60のテーマを定め、当時それらの対応に携わった職員に対するインタビュー調査を実施し、報告書やポータルサイトなどを作成することで、有事の際に活用できるよう情報の蓄積に取り組んでいます。また、インタビュー調査では、現在の担当者や若手職員に聴講してもらうことで、先輩職員から震災対応の経験や教訓について後輩職員等へ直接伝承する場となるように工夫しています。



職員インタビューの様子

(2) 震災伝承団体等のネットワーク化

震災の記憶や教訓を国内外に発信し、世代を超えて伝えていくためにも、震災伝承に関する多様な主体との連携が重要であることから、県主催の研修会や活動団体への訪問による意見交換をとおして、良好な関係を築くとともに、それぞれの団体が抱える課題やニーズなどについて把握します。更に、県内の団体が抱える課題

解決等に向けて団体等と一緒に取り組んでいくことで、県内各地の震災伝承団体等とのネットワーク化と、一体的な震災伝承の展開を目指します。



伝承団体等を対象にした研修会の様子

【さいごに】

現在、被災市町では、震災の経験や教訓を伝える震災遺構等の震災伝承施設の整備が進んでおり、既に開設している震災伝承施設では、国

内外から訪れる多くの来訪者に、被災時の状況を保存した現場や発災当時の映像・写真、語り部によるガイド等により、津波の脅威や命を守るための防災・減災意識の必要性等が伝えられています。

一方で、東日本大震災からの時間の経過に伴い、人々の震災に関する記憶や関心の薄れ、震災後に誕生した震災を知らない世代の増加、さらには、震災当時の経験・記憶を伝える語り部の高齢化等の状況から、震災の記憶の風化が進むことが懸念されています。

さらには、デジタル技術の進展や新型コロナウイルスの感染拡大等を踏まえ、今後の震災伝承の取組においては、ICTを活用した非対面型による対応にも配慮する必要があります。

こうした状況を踏まえ、県内各地において、震災について学び、伝えることのできる環境づくりや、伝承の担い手の育成などについて推進していくことが、本県の責務であることから、震災伝承に取り組む団体等と連携しながら、県として必要とされる対応に努めてまいります。

行政等からの情報

令和3年度 宮城県保健福祉部の重点方針

宮城県保健福祉部

1. 基本方針

■新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症への対応については、昨年1月に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して以降、国や市町村、医療機関、外部有識者、事業者などと連携し、検査体制の充実・拡大や医療提供体制の整備、ワクチン接種体制の構築、感染拡大防止などの取組を進めています。しかしながら、未だその収束は見通せず、令和3年度においても、引き続き、積極的かつ機動的に感染拡大防止のための取組を推進します。

■新・宮城の将来ビジョンの着実な推進

令和3年度は、新たな県政運営の指針である「新・宮城の将来ビジョン」の初年度であり、政策推進の基本方向の新たな柱として「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」が加わりました。

本県においても、今後、本格的に人口減少が進むことが想定されますが、晩婚化・未婚化の進行も影響し、合計特殊出生率は低下傾向にあり、全国平均と比較しても低い水準にあります。人口減少の加速は、地域経済や社会に大きな影響を及ぼすおそれがありますが、県民一人ひとりが幸福を実感し、地域の活力を維持するため、社会全体で子育て世代を支えながら、未来を担う全ての子どもの健やかな成長を後押しするなど、「子育てしやすい宮城県」への転換に向け取組を進めていきます。

また、「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる将来像の実現に向けて、引き続き、「宮城県地域医療計画」や「宮城県地域福祉支援計画」など、保健福祉部の各分野の計画等に基づき、在宅医療などの医療提供体制の確立や保健・医療・福祉分野等の連携による地域包括ケアシステムの充実・推進を図るとともに、介護サービス・障害福祉サービスの提供体制の整備等を着実に推進していきます。

■被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート

東日本大震災の発生以降、宮城県震災復興計画のもと、被災した医療機関や社会福祉施設の復旧、保健・医療・福祉サービスの回復を図るとともに、応急仮設住宅による住まいの確保や、被災者の見守り、健康調査などを実施したほか、地域の支え合い活動支援や心のケア対策などを通じて、被災された方々が安心して暮らせるための取組を全力で推進してきました。

一方、被災地では、きめ細かに対応しなければならない課題がまだ残されていることから、引き続き、被災者の相談支援や孤立防止のための見守り活動支援、心のケアなど、被災者が安心して暮らせるための取組を推進し、復興完了に向けたきめ細かなサポートを進めていきます。

2. 重点項目

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症の対策については、引き続き、受診・相談センターの運営を継続するほか、地域外来・検査センターの設置拡大への支援やドライブスルー方式等によるPCR検査体制の維持に取り組みます。また、県内の感染状況に応じて、入院病床や軽症者等宿泊療養施設の確保に努めるとともに、医療機関への設備導入支援や院内感染発生時等における支援、保健所体制の強化に取り組みます。

さらには、要介護者が感染した際の対策として、入院先医療機関への高齢者医療支援チームの派遣やケア付き宿泊療養施設の確保に取り組むほか、社会福祉施設における対策として、衛生資材購入支援や、感染者の発生により職員が不足する施設への介護職員の応援派遣、介護施設におけるゾーニング環境等の整備を支援します。

ワクチン接種については、市町村や医師会等

医療関係団体などとの調整を図り、円滑かつ迅速に接種できる体制の整備を推進します。

そのほか、活動に大きな影響を受けているフードバンクや子ども食堂について、団体への助成等を行うとともに、不安を抱える妊婦へのウイルス検査等を実施します。

(2) 結婚・出産・子育てを応援する環境の整備

「みやぎ子ども・子育て幸福計画」に基づき、結婚をして家庭を築き、子どもを持つことを望む人の希望がかなえられるよう、結婚から妊娠、出産、育児まで切れ目のない支援を行います。

結婚支援については、新たにAIマッチングシステムを導入し、出会いの機会拡大に向けた支援に取り組むとともに、高校生や大学生を対象に妊娠・不妊・出産・子育てに対する正しい知識の普及や、ライフプランの形成支援に取り組むほか、市町村と連携し、地域の実情を踏まえた少子化対策の充実を図ります。

妊娠・出産・子育てに関する支援については、子どもを望む夫婦の経済的・精神的負担を軽減する不妊治療医療費助成、周産期・小児医療従事者の確保や体制の構築に取り組むとともに、地域で安心して暮らすための障害児支援体制を強化します。

また、一時預かり事業や放課後児童クラブなどの地域における子ども・子育ての取組を支援するほか、子育て世帯に対する支援として、引き続き、乳幼児医療費助成や小学校入学準備支援制度等の実施、幼児教育・保育の無償化により経済的負担の軽減を図ります。

保育所等利用待機児童の早期解消については、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所や事業所内保育施設等の整備支援、認定こども園への移行促進に取り組むとともに、保育士・保育所支援センターによる就業支援、保育補助者や保育支援者の雇用経費に対する助成等により保育人材の確保に努めるほか、キャリアアップ研修について、多くの保育士が受講できるようオンライン研修を導入し、資質向上に努めます。

(3) 家庭・地域等の連携・協働による子どもを支える体制の構築

新たな「宮城県子どもの貧困対策計画」に基づき、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策事業を行う市町村や、子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりに取り組む団体を支援するとともに、様々な事由により課題を抱える子どもや家庭に対する支援として、生活困窮家庭の子どもを対象とした学習・生活支援を継続するほか、新たに、子どもの養育費に関する相談体制を充実し、養育費の履行確保に向けた支援を行います。

児童虐待への対応については、SNSを活用し、子育て世代や子どもを対象とした相談体制の充実を図るとともに、地域の関係機関との連携や職員の専門性の強化等による体制を整備し、児童虐待の予防や発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで、切れ目のない支援を行います。

そのほか、里親制度の普及促進や、里親への支援体制強化、家族の再統合の支援を行い、子どもの安定した養育環境の確保を図っていきます。

(4) 就労や地域活動を通じた多様な主体の社会参画の促進

複雑化している支援ニーズに対応する包括的な相談・支援体制の構築等を進め、困難を持つあらゆる人を地域で支える地域共生社会の実現に向けた取組の推進を図ります。

生活状況が不安定なひとり親家庭に対して、就業相談や就業情報の提供を行うとともに、就職や生活の安定に資する資格取得を促進する教育訓練給付等を行い、自立した生活が出来るよう支援をします。

生活困窮者の自立促進支援については、困窮状態からの早期脱却を図れるよう、状況に応じた各種支援を継続して実施します。

障害者の就業・生活支援については、障害者が地域において自立して生活できる工賃収入の実現に向け、事業所に対する経営支援や販路拡大支援を継続するとともに、新たに請負業務の共同受注体制整備を図るためのモデル事業に取り組めます。

(5) 生涯を通じた健康づくりと持続可能な医療・介護サービスの提供

生涯を通じた健康づくりについては、企業・団体、保険者、行政機関等が参画する「スマートみやぎ健民会議」における取組や、歩行数や野菜摂取量の増加を促す環境整備、健診データの分析等に基づいた生活習慣病の予防や重症化対策に係る団体と連携して取り組むほか、受動喫煙防止対策の推進等により、全てのライフステージを通じた切れ目のない健康支援体制の構築に取り組みます。

また、県民一人一人が健康状態やライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりができるよう、支援体制の充実を図るとともに、在宅の要介護者や障害のある方が身近な場で適切な歯科治療を受けるための人材育成支援や、働き盛り世代の歯周病予防対策などに取り組みます。

さらに、がん登録事業の実施等、総合的ながん対策の推進や、若年のがん患者に対する生殖機能温存治療費用の助成に取り組むほか、骨髄提供者への助成など、骨髄提供を行いやすい環境整備や、造血幹細胞移植を受けた小児がん患者のワクチン再接種費用の助成等に取り組んでいきます。

安全で良質な医療を将来にわたって持続的かつ安定的に提供していくため、「第7次宮城県地域医療計画」に基づく取組を着実に進めていきます。

医療人材の確保、偏在解消については、医療従事者が健康で安心して働くことができる勤務環境の整備に向けた取組を進めるとともに、医学生に対する修学支援やキャリア形成支援、看護師の育成支援、薬剤師の確保対策を進めます。また、地域医療構想の実現に向けて、病床機能の分化・連携・病床機能の再編について支援を行います。

救急医療については、ドクターヘリの運航や地域の救命救急センターの運営支援、救急電話相談等のほか、搬送の効率化を図る救急搬送情報共有システムの運用を行います。

国民健康保険については、第2期宮城県国民健康保険運営方針に基づき、市町村と十分に連携しながら安定した制度運営を行います。

高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会を実現できるよう、新たに策定した「第8期みやぎ高齢者元気プラン」に基づく取組を着実に推進します。

医療・介護等の様々なサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実・推進に向け、要介護状態を招くおそれのある高齢者のフレイル対策や、地域における支え合いの推進、認知症の早期発見・早期対応システムの充実や、認知症の本人と家族を地域で支えるための体制づくりを進めます。

また、喫緊の課題である介護人材の確保・養成・定着を図るため、新たにICT機器導入による事務業務の改善を支援するとともに、引き続き週休三日制の導入支援を推進するなど、介護事業者における働き方改革をより一層推進するほか、外国人技能実習生や介護福祉士養成施設に通う留学生への支援の充実、若者から高齢者までの幅広い世代に対する介護イメージアップに取り組めます。

このほか、福祉系高校の学生に向けた修学資金等の貸付事業を新たに実施し、若者の介護分野への参入促進を図るとともに、元気な高齢者の介護業務への参入や、介護現場の職場環境の改善に資するロボット等介護機器の導入を推進します。

さらに、特別養護老人ホームや地域密着型サービス施設などの介護基盤の整備を推進するとともに、介護保険制度の適正な運営等を継続して進めていきます。

(6) 安心して暮らせる社会の実現

障害がある方への支援については、引き続き「みやぎ障害者プラン」及び新たな「宮城県障害福祉計画」に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発や相談支援等の取組を進めるとともに、障害福祉サービスの提供体制の整備を計画的に推進します。

また、今年度新たに施行された「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」や「手話言語条例」に基づき、差別等に関する理解の普及啓発のほか、障害の特性に応じた多様な意思疎通や情報手段の確保に努めるとともに、障害のある人とない人との相互理解を促すためスマートフォン

用アプリの「手助けマッチング機能」を活用した助け合いサービスの実証事業に取り組みます。

また、グループホームや就労支援事業所など地域において自立した生活を送るための施設の整備に加え、引き続き、県全域のセーフティネットの役割を担う「宮城県船形の郷」の建替えを進めます。

そのほか、発達障害者支援センター等による発達障害児者への支援や、市町村が行う障害者医療費助成事業への補助を継続して実施します。

ひきこもり支援については、ひきこもり地域支援センターにおいて、当事者・家族支援や関係機関への後方支援を推進するほか、県北及び県南地域にモデル事業として設置したひきこもり者の「居場所」において、本人の社会参加の支援・孤立防止に取り組むとともに、より住民に身近な市町村における対策の実施を促します。

また、自死対策については、「宮城県自死対策計画」に基づき、自死のきっかけとなる健康や経済的問題等の対策について、関連施策の連携した総合的な取り組みを推進するとともに、県民一人ひとりの気づきと見守りを促すために、ゲートキーパー養成や普及啓発等に市町村や民間団体等と連携して取り組みます。

(7) 被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート

災害公営住宅の整備完了に伴い、プレハブ仮設住宅等が解消されましたが、被災者の生活支援として、災害公営住宅等への巡回訪問等を通じた見守り活動や相談対応、コミュニティ構築などの支援を継続していきます。また、災害公営住宅への転居等生活環境の変化による心身の健康状態の悪化を防ぐために、災害公営住宅における支え合い体制づくりを支援するなど、被災者のニーズに応じたきめ細かな支援に引き続き取り組んでいきます。

さらに、被災された方々の心のケアへの対応については、拠点となる「心のケアセンター」の運営支援を継続し、市町や心のケアに携わる関係機関と連携した地域住民や支援者支援を実施するほか、地域における支援体制整備を推進するため、沿岸市町における人材確保・育成に向けた支援に取り組みます。

また、子どもたちの心のケアについては、被災児童やその親、支援者への支援等を継続するとともに、震災で親を亡くした子どもたちの安定した養育環境の確保を図るため、「東日本大震災みやぎこども育英基金」を活用し、里親等の養育者に対する支援を継続します。

令和3年度 宮城県環境生活部重点方針

宮城県環境生活部

〈基本方針〉

本県では、東日本大震災以降、総力を挙げて復旧・復興に全力で取り組んだ結果、インフラの復旧等のハード面については、多くの被災地で事業が完了するとともに、「創造的な復興」という形で、先進的な地域づくりなどに結びつきました。

一方で、我が県の人口は本格的な減少局面を迎えることが想定されており、さらに、復興需要の収束、地域経済・社会の持続性の確保、大規模化・頻発化する自然災害への対応等のほか、県民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼす新型コロナウイルス感染症への対応が求められています。

令和3年度は、新たな県政運営の指針である「新・宮城の将来ビジョン」の初年度であり、県では、引き続き富県宮城の更なる発展や復興の完遂に向けた施策に力を入れるとともに、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、人口減少・少子高齢化対策や持続可能な地域社会づくりに取り組み、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策と経済活動の両立を図りながら、感染拡大を契機としたデジタル化の進展や首都圏から地方への関心の高まりといった、時代の変化を捉えた新たな地方創生の実現を目指す取組を推進していくこととしています。

こうした中、今日の環境をめぐる問題は、身近な地域から地球規模にまで広がりを見せており、地域の自然環境や生活環境の保全と併せて、地球環境問題への積極的な対応が迫られています。特に地球温暖化は喫緊の課題であり、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の脱炭素社会の構築に向け、積極的な排出源・吸収源対策の推進と持続可能な社会への転換の加速化が不可欠であり、気候変動の影響による被害の回避・軽減のための適応策にも取り組む必要があります。一方、社会生活をめぐる問題としては、食品による健康被害、犯罪や問題商法によ

るトラブルなど私たちの安全安心を揺るがす事態が時として発生しています。食の安全安心の確保や消費者被害の防止等により、県民生活の安定と向上を図り、誰もが安心して安全に暮らせる社会づくりに取り組んでいくことが求められています。

また、県民の価値観や生活様式の変化に伴い、県民ニーズや地域コミュニティが多様化する今日、全ての県民が個性豊かな地域文化を享受しながら、いきいきと生活できる社会を実現するために、県民一人一人が主体的に社会活動に参画し、社会的・公益的な活動を行うNPOなどと協働しながら、魅力的で活力あふれる地域社会を創出していく環境を整えていく必要があります。併せて、性別にかかわらず、誰もが地域や職場でその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現への取組を、一層進めていく必要があります。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故に関係する放射性物質汚染廃棄物の処理等に引き続き的確に対応するとともに、震災からの心の復興への取組を継続的に支援することが不可欠です。

加えて、新型コロナウイルス感染症への対策等を進めるとともに、終息後も見据え、ライフスタイル等の変化に対応した持続可能な未来づくりへとつなげていく必要があります。

以上のことを踏まえ、環境生活部では、「新・宮城の将来ビジョン」に掲げられた理念や方向性に沿いながら、次の4つの柱を基軸にして、環境・生活分野における社会的要請に対応するための各種施策を総合的かつ効果的に推進していきます。

I・・・持続可能な社会の実現

“持続可能な社会の実現”とは、「豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる地域の保持と自然資源や社会資源を将来に向けて持続的に活用できるように

する社会の実現」を意味しており、本県においては、「脱炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」を構築し、また、これらの基盤となる「安全で良好な生活環境」の保全を通じ、環境への負荷が少ない持続可能な地域社会の形成を目指すものです。

Ⅱ・・・安全安心社会の実現

“安全安心社会の実現”とは、食の安全安心の確保、消費者被害や犯罪被害の防止などを通じ、県民生活の安全安心を確保しようとするものです。

Ⅲ・・・協働共創社会の実現

“協働共創社会の実現”とは、「多様な主体が参加する社会の実現」を意味しており、県民、企業、NPOや関係団体等の多様な主体が参加し、多様な感性や考え方を尊重して取り入れながら、県民の誰もが心の潤いと豊かさを実感できる地域社会を共に創ろうとするものです。

Ⅳ・・・被災地の復興完了に向けたサポート

“被災地の復興完了に向けたサポート”とは、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した放射性物質による影響等への対応を進めるとともに、文化芸術の力やNPO等の絆力を活かし、被災者の方々の心の復興を支援することなどにより、被災地も含めた持続的な未来づくりを推進しようとするものです。

〈重点項目〉

Ⅰ 持続可能な社会の実現

環境生活部では、「宮城県環境基本計画（第4期）」（計画期間：令和3年度から令和12年度まで）に基づき、次の5つの主要施策を展開することにより、環境への負荷が少ない持続可能な地域社会の形成を促進します。また、「みやぎ環境税」や「産業廃棄物税」を活用した環境施策の更なる展開を図り、新しい宮城の環境の創造を目指します。

1. 地球温暖化対策をはじめとする環境への配慮と地域経済の発展の両立

令和3年3月に策定した「宮城県環境基本計画（第4期）」に基づき、「2050年二酸化炭素排

出実質ゼロ」の脱炭素社会の構築に向け更なる取組を推進するほか、SDGsや地域循環共生圏の考え方を踏まえ、環境・経済・社会の統合的向上を目指します。また、「宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（計画期間：平成30年度から令和12年度まで）に基づき、脱炭素型のライフスタイルへの転換に向けた県民運動を展開するとともに、地球温暖化防止活動推進センターなどと連携・協働しながら進める温室効果ガスの排出を抑える緩和策に加え、みやぎ環境税活用施策を取りまとめた「新みやぎグリーン戦略プラン」に新たに「気候変動の影響への適応」の視点を位置付けるなど気候変動の影響に備える適応策に取り組みます。

環境教育については、環境教育基本方針に基づき、出前講座をはじめとする小学生を対象とした施策について、引き続き重点実施を図ります。さらには、地球温暖化対策など環境配慮に関する優れた取組を行う個人や団体を表彰し、その取組を広く発信することにより、県民や事業者の環境配慮行動の実践を促進するとともに、県自らの事務事業において、温室効果ガスの排出削減や省エネルギー化など環境配慮行動の推進に取り組みます。

環境負荷の少ない地域経済システムの確立に向けては、バイオマスや未利用熱など地域資源を活用した地産地消型の多様な再生可能エネルギーの導入、廃プラスチック類や廃太陽光発電設備のリサイクルなど廃棄物に関する新たな課題への対応、メイド・イン・宮城の環境関連製品の開発促進など、「宮城県環境・エネルギー関連産業基本計画」等に基づき、環境・エネルギー関連産業の振興を図ります。また、県民生活、医療福祉、ものづくり、農林水産、建設土木、教育などの様々な部門と効果的に連携しながら、補助事業や環境産業コーディネーターの派遣、セミナー・研究会の開催などの事業者向け施策を積極的に展開し、環境・経済・社会が融合した、真に豊かな富県宮城の実現を目指します。

2. 再生可能エネルギー等の導入及び省エネルギーの促進

昨今のエネルギーを取り巻く状況の変化を踏まえ、平成30年10月に策定した「再生可能エネ

ルギー・省エネルギー計画」(計画期間：平成30年度から令和12年度まで)に基づき、特に家庭部門の二酸化炭素排出量の削減を進めるため、住宅用太陽光発電システム・蓄電池・家庭用燃料電池等の導入や既存住宅の省エネルギー改修などにより、エネルギーの効率的な利活用を行う県民に対する助成を行うとともに、「Jークレジット制度」の活用により二酸化炭素排出量の削減に伴い得られる環境価値の利活用の促進に取り組みます。また、EV等の利用により、太陽光発電を活用した需給一体型の再生可能エネルギーの利活用モデルの促進に取り組み、更なる再生可能エネルギーの導入を進めていきます。一方、環境影響評価条例(令和2年4月改正)に基づき、対象事業については、引き続き環境の保全への配慮を求めていくとともに、導入が進展している太陽光発電については、令和2年4月に施行した「宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」に基づき、地域と共生した施設の導入を目指します。

また、環境負荷の低減、災害対応能力の強化、経済波及効果が期待できる水素エネルギーの更なる利活用を進めるため、事業者が行う商用水素ステーションの整備や燃料電池(FC)バスの路線運行を支援するほか、燃料電池自動車(FCV)の導入支援や普及啓発イベントの開催、及び水素エネルギーの普及拡大に取り組む市町村や民間事業者との連携など、水素社会の実現を目指し、より一層取り組みを進めていきます。

さらに、まちづくりに再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントを取り込む、いわゆるエコタウン(スマートシティ)の形成を促進するとともに、その先進的な取組が県内全域に波及するよう、市町村の取組を積極的に支援します。

3. 循環型社会の形成

新たな「宮城県循環型社会形成推進計画(第3期)」(計画期間：令和3年度から令和12年度まで)に基づき、近年社会的問題になっている廃プラスチックや食品ロスなどの課題解決に向けて、廃棄物等の3R(発生抑制、再使用、再生利用)及び廃棄物の適正処理に対する理解と取組を促進するため、産業廃棄物税を活用した

各種施策に取り組みます。

県民や事業者の3Rの取組を推進するラジオCMやイベント等による啓発を行うほか、県内の食品廃棄物発生状況等を踏まえた、県の食品ロス削減推進計画を策定します。また、3Rのための設備導入や技術開発等に対する助成、環境産業コーディネーターの派遣等を通じた事業者の課題解決に向けた支援や産学官連携によるリサイクルシステムの構築を目指すほか、産業廃棄物適正処理監視指導員(産廃Gメン)による不法投棄の早期発見や違反行為への迅速かつ厳格な対応等により不法投棄防止対策を推進するとともに、県内の産業廃棄物の処理が円滑に行われるよう、最終処分場機能の安定確保や公共関与の最終処分場の整備に向けた取組を進めます。さらに、市町村における一般廃棄物の3Rや適正処理の推進に向けて、新たな広域処理計画の策定のほか、ワークショップの開催などによる技術的助言等を行います。

また、建設発生土等については、発生抑制、利用促進等の取組が求められている中で、「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」(令和2年4月施行)に基づき、土砂等の崩落などによる災害の発生防止を図り、県民の安全・安心を確保します。

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場については、引き続き各種環境調査(モニタリング)や処分場の維持管理を適正に行い、処分場周辺地域の生活環境の保全を図ります。

4. 豊かな自然環境の保全

豊かな自然環境を保全し後世に引き継ぐため、自然公園のほか、伊豆沼・内沼の陸域と水域の間に位置するエコトーンの創出などによる自然再生や蔵王・船形・栗駒などの優れた自然環境の保全に取り組むとともに、県民の森や森林公園など県民が自然と触れ合う施設の改修を進めます。大規模開発への指導や林地開発許可制度の適切な運用によって無秩序な開発を防止し、森林機能の損失を最小限に抑えます。

また、近年、生息数及び生息域の拡大等により生態系への影響や農林業被害が深刻化している野生鳥獣対策として、計画的な個体数調整、狩猟者確保対策等を推進し、特にイノシシ及びニホンジカの適正管理に取り組みます。さら

に、令和2年3月に改訂した「宮城県生物多様性地域戦略」（計画期間：平成27年度から令和16年度まで）の目標実現に向けて、国や市町村、関係機関等と連携して普及・啓発等に取り組みます。

5. 良好な大気・水環境の確保

大気及び水環境を保全し県民の健康を守るため、PM2.5の常時測定地点の拡充や移動測定車の活用等による災害時のモニタリング体制整備など、大気汚染の監視体制を強化します。また、水質汚濁の監視測定を継続するとともに、有害な化学物質等を取り扱う事業場等に対して、環境汚染の未然防止のための指導を徹底するほか、健全な水循環の保全のための取組や釜房ダムなどの閉鎖性水域の水質保全を推進します。

さらに、アスベスト飛散防止対策を推進するため、建築物の解体工事等が適正に行われるようパトロールを実施し、仙台空港運用時間24時間化に向けては、航空機騒音の監視体制の強化を検討するなど、安全で良好な生活環境の確保を図ります。

II 安全安心社会の実現

環境生活部では、県民生活の安定と向上に向けて、次の4つの主要施策を展開することにより、犯罪のないまちづくり、食と暮らしの安全安心確保対策等を強力に推進するとともに、災害発生等の非常時に備えた体制の強化に努め、県民の誰もが安心して安全な生活を送れる地域社会の形成を促進します。

1. 犯罪のない安全・安心まちづくりの推進

県民の誰もが安心して暮らせる犯罪のないまちを実現するため、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第4期）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、行政、県民、事業者等が各々の役割を果たしながら連携・協力して取り組む県民運動を推進します。また、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」及び「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」の普及啓発など、安全・安心なまちづくりの促進に取り組むとともに、「性暴力被害相談支援センター宮

城」の運営など、被害者一人一人の状況に応じた適切な支援を行います。

2. 食の安全安心の確保

県民が健やかな食生活を営むため、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、消費者、生産者・事業者及び行政が協働して持続的かつ着実に食の安全安心確保対策に取り組む「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」を展開するとともに、事業者に対する監視指導や消費者への啓発、さらには食品衛生法改正に伴うHACCP制度の定着に向けた取組にも力を入れ、安全で安心できる食の実現を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大抑制と社会経済活動の両立を図るため、事業者が感染防止対策に取り組んでいることを県民に示す「新型コロナ対策実施中ポスター」の発行をはじめ、事業者、利用者の双方が、感染拡大防止に積極的に取り組むための施策を推進します。

3. 生活衛生対策の推進

生活衛生に係る危害発生の未然防止を図るため、理美容所や旅館、公衆浴場等生活衛生関係営業施設の監視指導に取り組みます。さらに、近年増加する民泊施設において、適正な施設設置等を指導するとともに、その普及・拡大に取り組めます。加えて、水道を介して発生する感染症対策として、水道事業者における施設の適切な維持管理を促進します。

また、安全で安定した水道事業の将来像を描いた「宮城県水道ビジョン」の実現のため、宮城県内の水道事業の基盤強化に向けて関係団体と連携を図りながら、国から求められている「水道広域化推進プラン」の策定作業を進めることにより、改正水道法に明記された「水道事業広域連携の推進」の役割を果たします。

加えて、人と動物とのより良い関係の構築を図るため、新たに改訂した「宮城県動物愛護管理推進計画」（計画期間：令和3年度から令和12年度まで）に基づき、不妊・去勢手術への助成等の充実など動物愛護思想の普及啓発や犬・猫の引取数の削減及び譲渡の推進に取り組めます。

4. 消費生活の安定と向上

県民が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、「宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）」及び「宮城県消費者教育推進計画（第2期）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、「消費生活の安全・安心の確保」、「自立した消費者の育成」、「消費者被害の防止と救済」及び「人や社会、環境に配慮した消費行動の推進」のための消費者施策に取り組んでいきます。また、施策を相互に連携させながら特に力を入れて取り組む必要がある「ライフステージに応じた消費者教育の推進」、「高齢者、障害者、若年者等の配慮を必要とする消費者の被害の防止と救済」、「多様な主体との連携・協働による消費者施策の推進」及び「人や社会、環境に配慮した消費行動の推進」の4項目を重点的取組と定め、施策を効果的・効率的に推進します。

さらに、コロナ禍における消費者トラブル等の相談状況を踏まえ、適時適切な注意喚起と啓発を行います。

Ⅲ 協働共創社会の実現

環境生活部では、一人一人のいきいきとした県民生活の実現を目指し、次の4つの主要施策を展開することにより、文化芸術の振興、男女共同参画の推進、NPO活動などの促進、青少年の健全育成等に努め、県民の誰もが心の潤いと豊かさを実感でき、多様な主体が参加する地域社会の形成を促進します。

1. 文化芸術の振興

「宮城県文化芸術振興ビジョン（第3期）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、市町村や文化関係団体、文化施設、芸術家等と連携を図りながら文化芸術振興施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、文化芸術の持つ力を活用し、被災者の心の復興をはじめとする社会課題の解決につながる取組について、重点的に展開していきます。また、「みやぎ県民文化創造の祭典（芸術銀河）」や東北6県と仙台市で実施する「東北文化の日」事業への参加促進を図るとともに、県内の文化芸術団体が行う芸術祭等の取組を支援し、活発な創作活動を行い優れた作品等を発表した者を表彰しま

す。さらに、「東京エレクトロンホール宮城（県民会館）」及び「慶長使節船ミュージアム」の適切な管理運営を行うとともに、東京エレクトロンホール宮城（県民会館）については、みやぎNPOプラザとの複合施設の在り方や新しい県民会館が担う「創造・育成支援機能」について検討を進めます。慶長使節船ミュージアムについては、施設のリニューアルに向けた詳細設計事業に取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた事業を展開し、県民が継続して文化芸術活動を行うことができるように取り組みます。

2. 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向け、「宮城県男女共同参画基本計画（第4次）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、市町村、事業者、関係団体とともに施策を総合的に推進します。また、更なる女性活躍に向け、経済団体等と連携して女性が活躍しやすい環境の整備を推進するとともに、NPO等多様な主体と連携したイクボスフォーラムや各種セミナー等の開催により、広く県民への理解の浸透を図ります。さらに、男女共同参画についての相談窓口の運営や男女共同参画や多様な視点での防災対策講座等に取り組みます。

3. NPO活動と県民運動の促進

「宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、社会的・公益的な活動を担う重要な主体であるNPOの活動を促進するため、中核拠点施設である「みやぎNPOプラザ」を運営します。また、各地域のNPO支援施設等の機能強化や、企業等の人材が専門知識や技能を活かして参加する社会貢献活動であるプロボノによるNPOとの協働の促進に取り組むほか、NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業等を通じ、地域のNPO活動の促進を図ります。さらに、活力のある個性的で心豊かな地域社会の実現を目指し、「すばらしいみやぎを創る運動」を推進します。

4. 青少年の健全育成の推進

「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年

の健全な育成に関する基本計画（第3次）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、青少年のいじめ・非行防止と有害環境浄化活動に取り組む青少年専門員を配置するとともに、青少年のインターネットの安全利用を促進するため、青少年健全育成条例の普及啓発活動に関係機関と連携して進めます。また、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の支援体制を強化するため、「子ども・若者支援地域協議会」の開催や「石巻圏域子ども・若者総合相談センター」を運営します。さらに、宮城の次代を担うリーダーを育成するとともに、県のような政策課題等について意見表明する機会を提供するなどし、若者の社会参画を促進します。

IV 被災地の復興完了に向けたサポート

環境生活部では、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した放射性物質による影響への対応を進め、県民生活全般にわたり発生した深刻な事故被害の収束に向けた取組を継続するほか、被災者の心の復興に向けて、文化芸術の力やNPO等の絆力を活かした取組を継続し、被災地も含めた持続的な未来づくりを推進します。

食品や水道等の放射性物質の検査を行い、その結果について、インターネット等により迅速かつ分かりやすく公表し、放射線等に対する不安払拭や風評の解消等に努めます。

放射性物質に汚染された廃棄物については、指定廃棄物等処理促進市町村長会議での合意に基づき、8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理促進に向け、国とも連携を図りながら関係市町村等の取組を支援します。また、除染により発生した除去土壌等の処分について関係市町に対し、きめ細やかな支援を行います。指定廃棄物の処理については、8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物の処理に一定の目処がついた段階で、市町村長会議等で改めて議論し、その結果を踏まえて、処理責任を有する国に対し適切な対応を求めています。

さらに、被災地の復興や被災者の生活支援等を促進するため、甚大な被害を受けた沿岸市町の水道施設の復旧及び基幹管路等の耐震対策に向けた取組や、NPO等による復興・被災者支援の取組等を支援します。加えて、被災者の心身の健康の維持・向上に向け、「リボンアート・フェスティバル」など、文化芸術をはじめとした様々な分野で行う「心の復興」への取組を支援します。

令和 3 年度 仙台市環境局主要事業

仙台市環境局

仙台市では、環境づくりの基本的な方向性を定めた「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」を令和 3 年 3 月に改定し、「杜の都」の良好な環境を保全・継承するとともに、本市の強みを活かしながら、持続的に発展していくことを目指した環境施策を推進することとしています。

プランに掲げる温室効果ガスの削減やごみ減量等の目標達成に向け、本年度は下記の取り組みを進めます。

I 脱炭素都市づくり等推進

1. 事業目的

「杜の都環境プラン」に掲げる「脱炭素都市づくり」の実現に向け、市民・事業者等との連携により、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進する。

2. 事業概要

(1) 脱炭素都市づくり推進 195,549千円

① 温室効果ガス削減アクションプログラム推進 (25,687千円)

市域の温室効果ガス排出量の約 6 割を占める事業活動からの排出削減を進める「温室効果ガス削減アクションプログラム」について、中小企業者等の幅広い参加を促すため、省エネ・再エネ設備や次世代自動車導入のための補助を行う。また、市職員と外部専門家が事業所を訪問し、計画書の作成支援や業種業態に応じた助言などのきめ細やかな支援を実施する。

② 家庭における温室効果ガス削減推進 (30,000千円)

家庭における温室効果ガスの排出削減を進めるため、住宅の断熱改修等の支援のほか、新たに省エネ家電の買い替えやZEH（※）の普及促進に向けた補助を行う。

※ZEH：（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）：
省エネや再エネ設備の導入等により、
温室効果ガスの排出が実質ゼロとなる
住宅

③ せんだいE-Action推進 (8,440千円)
市民・事業者と協働で 3 E（「省エネ」「創エネ」「蓄エネ」）を推進する。

④ 低炭素型ボイラーへの転換補助 (16,000千円)

重油等を使用するボイラーを、より二酸化炭素排出量が少ない都市ガス等を使用するボイラーに熱源転換を行う場合に費用の一部を補助する。

⑤ 次世代自動車EV・HV率先導入 (18,375千円)

移動に際して環境への負荷が小さく、災害時には電力供給源としても有用なEV（電気自動車）等を率先導入し、市民への普及啓発を図る。

⑥ LED照明の導入推進 (30,822千円)

市有建築物について、消費電力が少なく、耐用年数の長いLED照明の導入を推進し、維持管理費の低減を図る。

⑦ 次世代エネルギー創出促進等 (2,468千円)

民間事業者によるクリーンエネルギーを使った発電設備等の設置や次世代エネルギーの研究開発プロジェクト等の誘致を図るとともに、次世代エネルギーに関する研究開発・実証実験やエネルギー効率の高い地域モデルの形成に向けた取り組みを企業や大学等との連携の下で推進する。

⑧ 防災対応型再生可能エネルギー導入 (63,757千円)

環境負荷の低減と併せ防災性の向上を図るため、指定避難所等に防災対応型太陽光発電システムを導入するとともに、既設システムの適切な運用を行う。また、災害時において地域の防災拠点となりうる民間施設を対象として、太陽光発電設備等の導入費用に対し補助を実施する。

(2) 行動する人づくり 10,661千円

① せんだい環境学習館運営

- ② 環境出前講座ネットワーク
- ③ その他環境教育・学習の推進

(3) 生物多様性保全推進 5,446千円

- ①生きものや自然への理解を深める啓発 (1,981千円)

カッコウやカジカガエルなど仙台にゆかりのある生きものに着目し、多様な主体と連携しながら、自然や生きものと直接ふれあい、その魅力や大切さについて学ぶ機会の充実を図る。

- ② 自然環境基礎調査 (3,465千円)

本市の自然環境に関する基礎資料として、保全上重要な動植物等の最新の状況を調査・把握し、今後の環境施策の推進及び各種の公共事業や開発事業における環境配慮を促進するために活用する。

II 資源循環都市づくり推進

1. 事業目的

市民・事業者との協働により、生活ごみ及び事業ごみの減量・リサイクルの取組みを進め、資源循環都市づくりを推進する。

2. 事業概要

(1) プラスチック資源循環の推進 27,520千円

- ① 製品プラスチックリサイクル実証事業 (16,738千円)

製品プラスチックと容器包装プラスチックを一括収集しリサイクルする実証事業について、地域・期間等を拡大し実施する。

- ② プラスチックごみの削減 (10,782千円)

企業と連携し、簡易包装の推進や使い捨てプラスチックの削減などに取り組むとともに、日常生活で実践できる削減行動をまとめたアクションリストを活用した啓発を行う。

(2) 食品ロス削減の推進 9,525千円

- ① 家庭での食品ロスの削減 (6,300千円)

食品ロス・ダイアリーを活用した取組みを広く普及させるため、「せんだい食エコリーダー」によるセミナー開催及び施設見学や講座で使用する啓発用DVDの作成を行う。

- ② 飲食店等での食品ロスの削減 (523千円)

外食での食べきりを推進するため、感染リスクの低減と食品ロス削減に資する会食スタイルを普及させる啓発キャンペーンを実施する。

- ③ フードドライブの実施 (2,067千円)

未利用食品を有効活用するフードドライブ事業について、回収拠点や実施時期を拡大し実施する。

- ④ 家庭ごみ組成調査 (635千円)

家庭系食品ロス量を把握するため、家庭ごみの組成調査を実施する。

(3) 市民との協働による生活ごみの減量・リサイクル 3,919,215千円

- ① 情報発信の充実 (74,094千円)

「資源とごみの分け方・出し方」全面改訂・全戸配布、「ワケルネット」・リサイクルプラザ展示物の充実、ごみ減量キャンペーン等を行う。

- ② 資源物リサイクルの推進 (3,027,208千円)

缶・びん・ペットボトル等やプラスチック製容器包装、紙類など様々な資源物の収集・選別などを適切に行う。

- ③ 生ごみの減量とリサイクルの推進 (10,614千円)

生ごみ堆肥化容器及び家庭用電気式生ごみ処理機の購入費補助事業のほか、生ごみ減量・リサイクルに関する情報発信や電気式生ごみ処理機で生成された乾燥生ごみと野菜の交換事業等を実施する。

- ④ 家庭ごみ等指定袋製造・保管配送 (760,906千円)

- ⑤ 地域ごみ出し支援活動促進 (2,000千円)

ごみ出しが困難な高齢者や障害者等へごみ出し支援を行った地域団体に対し、奨励金を交付する。

- ⑥ 地域の快適環境づくり (44,393千円)

(4) 事業者との協働による事業ごみの減量・リサイクル 124,756千円

- ① 減量や資源物リサイクルの推進 (58,963千円)

事業系生ごみ処理機を導入する場合に、設置

費用の一部を助成するなど、事業ごみの減量・リサイクルを進める。

② 事業者向け広報啓発・指導等 (8,165千円)

③ 環境配慮事業者の普及拡大 (866千円)

④ 産業廃棄物処理指導 (56,762千円)

(5) 松森工場基幹的設備改良 30,000千円
2005年に稼働を開始した松森工場（ごみ処理

施設）について、令和3年度～令和7年度の5カ年計画で、施設の長寿命化、省エネルギー化及びライフサイクルコストの削減を図るための工事を実施する。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、事業は変更となる可能性があります。

令和３年度 仙台市健康福祉局主要事業

仙台市健康福祉局

※当主要事業は、令和３年度当初予算に基づき作成したものであり、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業内容が見直しになる場合がございますので、ご了承の程お願い申し上げます。

１．地域福祉の推進

令和３年３月に策定した「せんだい支えあいのまち推進プラン」に基づき、基本理念を「ともに生き、支えあうまち」、基本目標を「誰もが互いに尊重しあい、孤立することなく、自分らしく安心して暮らせる地域をみんなでつくる」とし、各種施策を推進する。

(1) 地区社会福祉協議会が主体となり、地域での見守りや生活支援、サロン活動を行う小地域福祉ネットワーク活動や民生委員児童委員による見守りや相談助言などを通じて、地域主体の支えあい、助けあいの仕組みづくりをさらに推進する。

(2) 仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域の支援機関や団体とのネットワーク構築などを図ることで、地域課題解決に向けた住民主体の活動について支援を行う。

(3) 生活保護に至る前の経済的に困窮している方の自立支援のため、アウトリーチを含む生活相談や就労支援、家計改善支援等を実施する。また、路上生活者等に対し、生活支援等を行う自立支援ホームや個室型の宿泊場所の運営、巡回相談員の配置による相談・助言、シャワー提供による衛生状況改善等の支援を行い、路上生活からの脱却や自立した生活の定着を図る。

(4) 生活困窮世帯の中学生を対象に、学力向上のための学習支援や心の安定を図る居場所提供等を行う学習・生活サポート事業を実施するとともに、生活困窮世帯の高校生世代に対して中途退学未然防止等事業を実施する。

(5) 各福祉事務所に就労支援相談員を配置

し、生活保護を受給されている方に対して自立支援プログラムを実施するとともに、通常の就労指導では自立が困難な方に対し、キャリアカウンセラー等による就労支援や短期の就業体験等、就労意欲喚起を中心とした就労準備のための支援を行う。

(6) 認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でなくても地域で安心して、その人らしく暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を含めた権利擁護のための地域の仕組みづくりを進める。

(7) 犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰と地域生活の継続を支援するため、保護観察所や刑務所、少年院など国の機関、医療・福祉・更生保護の関係団体等との一層の連携を進める。

２．障害者保健福祉の推進

障害者保健福祉計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づき、「一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生の都をともにつくる」を基本目標に据え、各種施策を推進する。

(1) 障害者の自立を支援するため、障害者総合支援法に基づくホームヘルプサービスなど各種障害福祉サービスの給付事業を行う。

(2) 日中活動及び生活の場について、創作や生産活動の場を提供するとともに、障害福祉サービス事業所の整備等を行う。

(3) 仙台市自殺対策計画の評価を踏まえて、コロナウイルス感染症の感染拡大の影響にも対応した自死の予防に向けた施策を講じる。具体的には、あらゆる困りごとや悩みの相談に応需するSNSを活用した相談窓口を通年実施（相談対応は、日、月、祝日、祝翌日）に拡充するほか、弁護士や臨床心理士などの専門家のアドバイスのもと、担当ソーシャルワーカーが困りごとの解消まで伴走する「暮らし支える総合相談」も通年に拡充する。また、中高年ひきこもり者を対象とした居場所プログラムも通年で開

設し、ひきこもり支援の充実に努める。

(4) 障害児の療育支援として、未就学児の発達援助・生活指導等の支援のほか、障害のある児童生徒の放課後等の活動の場である放課後等デイサービス事業などを行う。また、児童発達支援センターにおいて、発達に不安を抱える未就学児やその保護者を対象に、ペアレント・プログラムを活用した啓発・相談や、保育所等との併行通園をモデル事業として実施する。

(5) 障害者の就労を支援するため、障害者就労支援センター（はたらポート仙台）において障害者の就労全般にわたる総合的な支援を行うとともに、障害者を雇用しやすい環境づくりに向けた連携促進や広報啓発に取り組む。

(6) 障害者の社会参加を促進するため、障害者のスポーツ活動を支援するとともに、東京パラリンピックに向けた機運醸成を図る。

(7) 難病患者への支援を充実させるため、難病サポートセンターにおいて、難病患者の医療、福祉、介護等に係る生活支援や就労支援にあたりとともに、相談に携わる人材の育成等、難病患者等に対する相談支援体制を強化する。

(8) 重度障害者への支援を充実させるため、入院時に医療スタッフとの円滑なコミュニケーションを図る支援員の派遣を行うほか、グループホーム事業者等に対して強度行動障害支援者養成研修費を補助し、行動障害者の支援体制整備を促進する。また、医療的ケアが必要な重度障害者の住まいの確保に向け、医療的ケア障害者対応型のグループホーム運営費補助を実施するとともに、医療型短期入所事業の取組みを進める。

(9) 障害者差別解消の推進に関する本市条例に基づき、差別に関する相談への対応を行うとともに、障害理解サポーター事業等を実施し、市民や事業者等への理解・啓発に努める。あわせて、職員対応要領の着実な実施に向け、庁内体制の整備に取り組む。

(10) 障害者施設整備について、地域生活を支援する拠点機能をはじめ時代のニーズに合わせた機能を有した（仮称）青葉障害者福祉センターを市民センターとの複合施設として青葉区旭ヶ丘地区に整備するための設計等を行うとともに、築50年を迎え老朽化が進む障害者施設の建替えへの補助に向けた準備を進める。

(11) 複合的な課題を抱える障害児者やその家族への支援を強化するとともに、基幹相談支援センター事業を実施し、相談支援事業所等の人材育成、相談支援体制の充実に努める。

3. 高齢者保健福祉の推進

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、「高齢者が健康で生きがいを感じながら、社会を支え続けるとともに、地域で安心して誰もが自分らしく暮らすことができる社会の実現」を目指し、各種施策を推進する。

(1) 高齢になっても、できるだけ長く心身ともに健康な生活を送れるよう、フレイル予防や介護予防の必要性が高い方の把握やセルフケアを促進するための普及啓発を進める。また、地域の身近な通いの場等の活動の活性化や、運動を取り入れるためのリハビリテーション専門職等の派遣、地域で自主的に運動に取り組むグループの創設、企画・運営を担うボランティアの育成・研修などの支援を通じて、地域における活動の機会の確保や担い手の育成、活動を継続するための支援など地域づくりを含めた取組みを進める。

(2) 多彩な学びの機会の提供や、高齢者への就労支援、ボランティア活動・地域活動等への支援など、高齢者の生きがいづくりや社会参加の取組みを進める。

(3) 緊急通報システムの貸与、シルバーハウジング（市営住宅）や高齢者向け優良賃貸住宅への生活援助員の派遣を実施し、高齢者が自立し安心して暮らせる環境づくりを進める。

(4) 市内52か所の地域包括支援センターに各1名配置している第2層生活支援コーディネーターと、市社会福祉協議会の各区事務所と宮城事務所に各1名配置している第1層生活支援コーディネーターが互いに連携し活動しながら、地域支え合い体制づくりを進める。

(5) 介護予防・自立支援の視点をより重視した介護予防ケアマネジメントの実施に向けた取組みを通じて、高齢者の在宅生活を支援する。

(6) 認知症の人が、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる取組みを推進することを基本とし、認知症の診断を受けた人等が利用する「認知症ケアパス」の普及や、認知症の人に寄り添いながら、できることは見守り、で

きないところを手助けしてくれる人を養成する「パートナー講座」等の普及を進める。また、認知症当事者同士が会える場を提供する「ピアサポート活動支援」事業を通じ、地域における見守りや支え合いの充実に向けた取組みを推進する。

(7) 特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の建設に対して補助を行うほか、特別養護老人ホーム等の開設準備経費に対する助成等により、介護サービス基盤の整備を進める。

(8) 将来にわたって介護人材が確保され、質の高いサービスが安定的に提供されるよう、多様な人材の活用など介護人材のすそ野を広げる取り組みや介護職員のキャリア形成、スキルアップへの支援を進めるとともに、業務の効率化を図ることにより、介護現場の生産性を高め、介護職員の業務負担の軽減や、働きやすい環境づくりを推進する。

4. 保健衛生の推進

市民が健康で安心して暮らせるよう、社会全体で市民の健康づくりを支える環境整備を推進するとともに、疾病対策や救急医療体制の確保等の取組みを総合的かつ計画的に推進する。

(1) 「第2期いきいき市民健康プラン後期計画」に基づき、「未来の健康をつくる生活習慣病予防」「気づく、つながる、支える心の健康づくり」「健康な心と身体を支える食生活」「生きる力を支える歯と口の健康づくり」「大切な人の健康を守るたばこ対策の推進」「日頃から一人ひとりが取り組む感染症予防」の6分野を重点分野として取り組むとともに、市民の健康づくりを支える社会環境の改善・整備を図る。

(2) 「仙台市食育推進計画〔第2期〕後期計画」に基づき、特に若い世代が食育の大切さを理解し実践につなげ、さらに次世代に伝えるための取組みを推進する。

(3) ライフステージに応じた健診を実施するとともに、各種がん検診などの受診率向上に向け、協定を締結している企業等と連携し、予防啓発の取組みを推進する。

(4) 感染症対策として、各種感染症の発生時対応、インフルエンザ等の流行状況調査、結核健診、結核医療費の公費負担及び登録医療機関

での肝炎ウイルス検査・風しん抗体検査を実施する。

(5) エイズ性感染症対策として、無料匿名のHIV検査を平日夜間や休日にAER等において、梅毒検査と併せて実施する。また、10月にはHIV感染のハイリスク者層であるMSM（MSM：男性と性的接触のある男性）を対象とした同検査会を市保健所青葉支所にて開催する。

(6) 予防接種については、風しんの抗体価が低い世代の男性を対象にした風しん予防接種、令和2年10月に定期接種化されたロタウイルスワクチンの予防接種を含めた定期接種を実施するほか、任意接種費用の一部助成をおたふくかぜについて実施する。

(7) 食品の安全性確保対策として、食品関連事業者への監視指導の強化や検査体制の充実を図る。改正された食品衛生法の制度周知やHACCPに沿った衛生管理の実施状況の確認に取り組むほか、消費者、食品等事業者とのリスクコミュニケーションを推進する。

(8) 入浴施設を原因とするレジオネラ症防止のため、旅館や公衆浴場の自主衛生管理の推進を強化するとともに、講習会等を通じて衛生意識の向上に取り組む。

(9) 食肉市場を流通する食肉の安全性を確保するため、搬入された家畜のと畜検査及びと畜場・食肉市場内の食肉処理業者に対しHACCPに沿った衛生管理の検証・助言を行い支援する。

(10) 令和2年4月に施行された「仙台市人と猫との共生に関する条例」に基づき、飼い猫の適正飼養及び飼い主のいない猫の適切な管理について普及啓発を行い、人と動物が共に健康に生きていけるまちを目指す。

5. 被災者生活再建支援の推進

地域団体等の関係機関と連携しながら復興公営住宅およびみなし仮設住宅入居者を対象に、生活再建等の相談・支援を実施する。

(1) 東日本大震災で被災され本市内のみなし仮設住宅に入居する世帯は県外で被災された世帯のみとなるが、仮設住宅の供与終了までに、新たな住まいへ円滑に移行できるよう、被災元自治体とも連携しながら、支援を実施する。

(2) 復興公営住宅において、経年による健康

状態の悪化や孤立が懸念される高齢者のみ世帯等への見守り体制を維持するとともに、入居された方々が町内会活動を主体的・継続的に進めるよう、人材育成やコミュニティを活性化するための仕組みづくりに向けた支援について、区役所や社会福祉協議会、支援団体等との連携により取り組む。

6. 新型コロナウイルス感染症対策

感染が疑われる方に対して検査を実施する。陽性患者への医療体制の確保に努め、陽性患者に必要な療養先につなぐとともに、積極的疫学調査を確実に実施する。また、新型コロナウイルスワクチン接種を推進する。

(1) 心配な症状のある方、不安を抱える方等に対する新型コロナウイルス感染症に関する健康相談に対応する電話相談窓口を宮城県と共同で設置・運営し、相談者の状況に応じて地域の医療機関の紹介や帰国者・接触者相談センター（保健所支所管理課）への連絡等を実施する。

(2) ドライブスルー形式による診察・検体採取等を仙台市、宮城県及び東北大学病院の連携により実施する。

(3) 疑い患者等の検体採取を行っている帰国者・接触者外来の医療機関に対して、検体採取における体制確保及び検体採取件数に対する本市独自の助成を実施する。また、PCR検査等を行った診療所等への補助も行う。

(4) 民間医療機関において、保険適用となるPCR検査を受けた患者の診療報酬自己負担分について助成を実施する。また、検体採取を行った医療機関から市衛生研究所への検体搬送

体制を確保し、市衛生研究所での検査に必要な試薬や資材等の調達により、的確かつ円滑に当該検査を実施する。

(5) 感染拡大に伴う相談業務、積極的疫学調査及び健康観察等の業務急増に対応するため、看護師等の専門知識を有する人材を保健所支所へ派遣する。

(6) 宮城県や医療機関等との連携により、重症者及び中等症者の治療に必要な病床を確保する。また、本市も事務局を担う宮城県新型コロナウイルス感染症医療調整本部において、患者の入院・療養先の調整事務を担う。

(7) 宮城県と共同で宿泊施設の借り上げを行い、患者に対する健康観察等を実施し、軽症者等が適切に療養できる環境を提供する。

(8) 陽性患者及び疑い患者について、感染症指定医療機関や帰国者・接触者外来、宿泊療養施設と自宅等との往復に係る移送業務を実施する。

(9) 陽性患者のうち自宅療養を行う方を対象に、食料品や日用品等の生活必需品を支給するほか、パルスオキシメーターの貸与により自宅療養中の生活を支援する。

(10) 新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることを目的とし、市民が円滑に接種を受けられるよう、ワクチンの供給状況を踏まえながら、予防接種を実施する。

(11) 発熱患者の診療を行う医療機関に対し、必要な医療用資機材を提供するとともに、初期救急医療体制の強化として、土日祝日等に仙台オープン病院において外来診療を実施する。

令和3年度 仙台市子供未来局主要事業

仙台市子供未来局

仙台市では、「子どもたちがすこやかに育つまち・子育てのよろこびを実感できるまち 仙台」の実現に向け、「仙台市すこやか子育てプラン2020」を令和2年3月に策定し、子どもたちの安全・安心な環境の確保、子育て家庭の負担軽減の取り組みなどを中心に、子どもの育ちと子育て支援に関する施策を総合的に推進している。同プランに掲げる基本施策を基に、本年度は以下の取り組みを進めていく。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、事業内容の見直しが生じる場合がある。

(1) 子どものすこやかな成長を支える取り組みの充実、子どもの安全・安心の確保

① 幼児教育の充実

幼稚園や保育所等における幼児教育の充実に向けた取り組みを推進するとともに、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の普及に向け、既存の幼稚園及び保育所が移行する際の相談等に対応する。

② 豊かな心の育成

児童生徒の心のケアや道徳教育、命を大切にする教育、情報モラル教育の推進など、子どもの豊かな心の育成に向けた事業を推進する。

③ すこやかな体の育成

食育の推進や、子どもの体力・運動能力向上のための取り組みの充実を図るなど、子どものすこやかな体の育成に向けた事業を推進する。

④ 確かな学力の育成

小学校への円滑な適応を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との相互理解や緊密な連携を進めるとともに、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導により学習意欲の向上を図るなど、確かな学力の育成に向けた事業を推進する。

⑤ 社会体験、自然体験など多様な体験・学習機会の充実

中高生が乳幼児と触れ合う機会や、児童生徒が地域でボランティア活動を行う機会、職業体験の機会、自然とふれあう体験の機会、読書を楽しむ機会をつくるなど、体験参加型の学びの場や読書環境の充実を図る。

⑥ 遊びの環境の充実

体を動かして遊ぶことが子どもの大切な学びであることなど、子どものすこやかな成長にとって「遊び」のもつ重要性を再認識し、子どもの遊びという視点からの環境整備、遊びの機会の確保に努める。また、都市公園や児童館など本市のさまざまな都市資源の状況と、遊び場としての活用策の調査・研究など、子どもの遊びの環境の充実に向けた取り組みを推進する。

⑦ スポーツ・文化に親しむ環境づくり

スポーツ活動への参加の機会の拡大や音楽等の芸術文化に親しむための環境づくりなど、子どもの豊かな感性と創造性をはぐくむための取り組みを推進する。

⑧ 子ども・若者の居場所づくり、活動の場の充実

放課後等の子どもの安全な居場所の確保・充実を図るため、放課後児童クラブなどの充実を図るとともに、子どもにとって安心・身近な居場所づくりや、中高生の自主活動等のサポートを通じて、コミュニケーション能力や人的ネットワーク等、社会参加に必要な資質を養う機会を提供するなど、子ども・若者の健全育成に取り組む。

⑨ 児童虐待防止対策の充実

児童福祉司の増員や一時保護所の定員の拡大など児童相談所の体制・機能の強化や、区役所等における総合的な相談支援体制を充実させるとともに、さまざまな関係機関が連携し、子どもの安全の確保と保護

者への支援の充実を図る。

また、母子の心身が不安定となる産前・産後のサポート体制を強化するとともに、要支援家庭の早期発見を図る。

令和３年度は新たに、見守り支援が必要な児童等を対象として、定期的な居宅訪問による食品提供および学習・生活相談等の支援により、見守り体制の強化に取り組む。

⑩ いじめ防止等対策の総合的推進

学校におけるいじめの未然防止及び早期発見、発生時の迅速かつ適切な対応を確保するため、課題の改善を図るとともに、社会全体で子どもたちをいじめから守るという意識の向上を図るための広報啓発を行うなど、いじめ防止等対策を総合的に推進する。

⑪ 安全・安心な環境の確保

通学路等の生活環境の安全確保や地域の見守り活動等による防犯対策、交通安全対策の推進など、子どもにとって安全・安心な環境づくりを進める。

⑫ 不登校・ひきこもりへの支援の充実

不登校児童生徒等への居場所づくりや、相談支援体制の充実を図り、不登校やひきこもりの子どもが社会的に自立して生活を送ることができるよう、関係機関が連携して取り組む。

⑬ 社会性の向上や就労等に向けた支援の充実

子供相談支援センターにおける「ふれあい広場」や市内３か所に整備した「ふれあい広場サテライト」などを通じて、高校生の職業体験の機会の充実や青少年の就労支援の推進などに取り組むほか、子ども・若者自身や保護者が抱える不安や悩みに対する相談支援などの充実を図る。

⑭ 代替養育を必要とする子どもへの支援の充実

家庭養育優先原則のもと、代替養育を必要とする子どもの福祉の向上を図るため、児童養護施設の小規模化や地域分散化を進めるとともに、里親支援の充実を図りながら、里親制度やファミリーホーム事業の一層の推進に取り組む。

(2) 妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の充実

① 母子保健の充実

妊産婦健康診査や乳幼児健康診査、新生児等訪問指導などの充実を図るとともに、産後間もない時期における産後うつ予防や産婦の心身のケア、子どもの発達に係る相談の充実など、母子の健康の保持・増進のための取り組みや、医療機関等との連携の強化を推進する。また、妊娠期の悩みを抱える方からの相談を電話とSNSで受け付け、必要に応じて個別支援を行うほか、新たに不育症検査に要する費用の一部を助成する制度を創設し、不妊・不育に悩む方の負担の軽減を図る。

② 小児医療、学校保健の充実

市内の小児科において、仙台市医師会の協力のもと、日曜日及び祝日等に在宅当番医制を実施し、小児救急医療体制の確保を図る。また、学校における保健教育の充実や、予防接種による子どもの感染症予防の推進、学校保健の充実を図る。

③ 子育てに関する不安・負担の軽減

子育て家庭への訪問相談といったアウトリーチ型の相談機能や、子どもの発達などに係る相談機能を充実させるとともに、のびすく（子育てふれあいプラザ等）など、地域において子育て家庭同士が交流できる場を充実させ、子育てに関する不安・負担の軽減と子育て家庭の孤立化の防止を図る。また、令和３年度は新たに、SNSを活用した子ども・子育て相談窓口を開設し、子育て家庭の不安・負担の軽減に取り組むほか、多胎児における保育施設の一時預かり利用料の一部助成を始める。

④ 子育てに要する経済的負担の軽減

健康診査にかかる費用、小・中学校の給食費や学用品費等の援助などのほか、子ども医療費助成の拡充を進めていくなど、子育てに要する経済的負担の軽減を図る。

⑤ 子育てに関する情報提供・相談支援の充実

各区役所等に「子ども家庭応援センター」として、子ども・子育て家庭に対する総合的な支援体制を構築し、相談支援機

能等の強化により、子ども・子育て家庭のさまざまなニーズに迅速かつ的確に対応できる体制の確保を図る。また、のびすくや児童館、保育所等における身近な地域での相談支援、電子メールによる情報提供など、多様な情報提供・相談支援の充実を図るとともに、育児に関する知識の習得・向上を図るための家庭教育の推進など、家庭の子育て力の向上に向けた取り組みを推進する。

⑥ 教育・保育基盤の整備

待機児童の解消に向け、幼児教育・保育の無償化による影響なども十分見極めながら、子育て世帯が増加し、保育ニーズの増加が見込まれる地区を中心に保育所や小規模保育事業の整備を計画的に進め、地域における保育ニーズへのきめ細かな対応を行うとともに、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の普及を図る。また、令和3年度は保育施設におけるICT化を推進し、職員の負担軽減や保育の質の向上を図る。

⑦ 多様な保育サービス等の充実

子育て家庭のさまざまなニーズを踏まえ、延長保育や休日保育、病児・病後児保育、保育所等の一時預かりなど、多様な保育サービス等の充実を図る。なお、令和3年度は新たに、病児・病後児保育のWEB予約システムを一部施設で試験的に導入し、利用者の利便性の向上を図る。

⑧ 保育の質の確保・向上

日常的に子どもと接する教育・保育従事者の人材の確保・育成や研修の充実、地域拠点保育所として位置づける公立保育所における地域の保育施設を対象とした相談支援、認可外保育施設に対する指導・助言などにより、保育の質の確保・向上を図る。

⑨ 幼児教育の充実（再掲）

⑩ 子どもの貧困対策の推進

生活困窮世帯の子どもが安心して過ごせる居場所づくりとして、中学生を対象とした学習支援や高校生の中途退学の未然防止、地域における「子ども食堂」への活動支援などに取り組むほか、支援を必要とする子どもが早期に支援につながるための体

制を構築するなど、貧困の連鎖を防止する。

⑪ ひとり親家庭等への支援の充実

関係機関と連携し、ひとり親家庭やDV被害者、難病の子どもと家族、外国につながる子どもと家族など、さまざまな困難を抱える子育て家庭への支援の充実を図る。また、令和3年度は新たに、市民協働事業と連携し、SNSの活用による情報発信やアウトリーチによる訪問相談等のモデル事業を実施し、ひとり親家庭等の生活の質の向上に取り組む。

⑫ 障害のある子どもなどへの支援の充実

障害のある子どもの成長を支えていくため、年齢、発達等に応じた相談支援を充実させるとともに、保育所、児童館等における受け入れ体制の充実や、障害児通園施設などの施設整備を行い、障害等のために支援を必要とする子どもの保育及び療育環境の充実を図る。また、障害のある子どもの家族などに対し、障害児の一時的な介護サービスの提供や相談支援などによって子育て負担の軽減を図り、子どもと子育て家庭の生活の質の向上に取り組む。

(3) 地域社会全体で子どもの育ちと子育てを応援していく環境づくり

① 多様な担い手による子育て支援ネットワークの強化

育児サークルや託児ボランティア等の地域における子育て支援団体の活動を支援するとともに、子どもや子育て家庭に関わるさまざまな支援者同士の連携の強化を図る。

② 地域における児童虐待防止対策の充実（児童虐待防止対策の充実の一部再掲）

区役所等における妊娠期からの相談支援体制の充実を図るとともに、要保護児童対策地域協議会における関係機関や医療機関と連携し、子どもの保護・支援と保護者への支援の充実を図る。

③ 子どもの育ちと子育て家庭を支える人材の育成

幼稚園や保育所、認定こども園、児童館といった、日常的に子どもと接する施設の

職員の資質の向上を図るとともに、子育て支援に関する講座や研修会の開催などにより、地域で子どもの育ちと子育て家庭を支える人材の育成や、支援者同士の交流機会の充実などに取り組む。

- ④ 身近な地域の子育て支援施設等の充実
のびすくや児童館のほか、地域の子育て支援拠点と位置づけた幼稚園や保育所、認定こども園における子育て支援センター・支援室、学校等において、相談機能の強化や子どもと子育て家庭が交流できる場や機会の充実を図る。
- ⑤ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた家庭・企業等における取り組みの推進
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けたリーフレットの配布等による啓発を行うとともに、企業等の子育て支援の取り組みを促進する。
- ⑥ 女性の就労継続・再就職の支援促進
女性の就労継続・再就職の支援促進のための講座開催や、女性の人材活用等に関する企業への働きかけなどの取り組みを推進する。
- ⑦ 男女がともに担う子育ての推進
子育てへの父親の参加を促進するための

講座等の企画や啓発の取り組みを充実させていくなど、男女がともに担う家事・育児の推進に取り組む。

- ⑧ 子育てを応援していく全市的な機運の醸成
子どもの権利に係る意識の啓発を図っていくとともに、多様な主体間の連携のもと、子育てしやすいまちづくりを進めていく枠組みを構築し、地域社会全体で子ども・子育てを応援していく機運の醸成を図る。
- ⑨ 子育てを応援していく各種プロジェクトの展開
子育てに関する情報を必要とする人に効果的に届けるため、ポータルサイトおよびスマートフォン向けアプリの運用等による情報発信の充実を図るとともに、子育て支援団体や地域団体、企業などの多様な主体間の連携のもと、子ども・子育てを応援していくプロジェクトを企画・実施する。また、子ども・子育てを応援する環境づくりを進めるため、令和3年度は、都市公園等に一時的に遊具を設置するなど、子どもの遊びの環境に関する実証実験を行う。

感染症情報

宮城県感染症発生動向調査情報

(令和3年5月3日～令和3年5月30日、第18週～第21週)

宮城県結核・感染症情報センター*

宮城県結核・感染症情報センターでは、「感染症法」に基づき、県内の医療機関の協力を得て、感染症の患者発生報告と病原体の検出報告を行っています。ここでは月間の動向を提供します。

1. 全数届出対象疾患届出状況

一類感染症

疾患名	期間・地域		5月3日～5月30日	2021年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
結核	5	11	16	97

二類感染症

疾患名	期間・地域		5月3日～5月30日	2021年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
結核	5	11	16	97

三類感染症

疾患名	期間・地域		5月3日～5月30日	2021年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
コレラ			0	0
細菌性赤痢			0	0
腸管出血性大腸菌感染症	2	1	3	15
腸チフス			0	0
パラチフス			0	0

四類感染症

疾患名	期間・地域		5月3日～5月30日	2021年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
E型肝炎	1		1	4
A型肝炎			0	0
エキノコックス症			0	0
コクシジオイデス症			0	0
つつが虫病	1		1	1
デング熱			0	0
日本紅斑熱			0	0
ブルセラ症			0	0
ボツリヌス症			0	0
ライム病			0	0
レジオネラ症	1	1	2	17
レプトスピラ症			0	0

五類感染症

疾患名	期間・地域		5月3日～5月30日	2021年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
アモeba赤痢	1		1	3
ウイルス性肝炎			0	1
カルバペネム耐性腸内細菌感染症		2	2	15
急性脳炎			0	0
クリプトスポリジウム症			0	0
クロイツフェルト・ヤコブ病			0	2
劇症型溶血性レンサ球菌感染症			0	6
後天性免疫不全症候群		3	3	8
ジアルジア症			0	0
侵襲性インフルエンザ菌感染症			0	2
侵襲性髄膜炎菌感染症			0	0
侵襲性肺炎球菌感染症		1	1	4
水痘（入院例）		1	1	2
梅毒		5	5	31
播種性クリプトコックス症		1	1	1
破傷風		1	1	1
バンコマイシン耐性腸球菌感染症			0	0
百日咳			0	1
風しん			0	0
麻疹			0	0
薬剤耐性アシネトバクター感染症			0	0

新型インフルエンザ等感染症

疾患名	期間・地域		5月3日～5月30日	2021年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
新型コロナウイルス感染症	300	240	540	※

※ 新型コロナウイルス感染症に係る届出状況については、集計システムへの反映に時間を要するケースがあり、宮城県及び仙台市の患者数に関する公表資料と差が生じております。公表資料は、次のURLの宮城県ホームページからご覧願います。
HP: <https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/02.html>

2. 定点把握疾患報告状況

期間中、明らかな流行は認められませんでした。

3. 病原体検出状況（保健環境センター検出分）

病原体	月検出件数*	2021年累計
インフルエンザウイルス	A(H1)型	0
	AH1pdm09	0
	A(H3)型	2
	B型	0
エンテロウイルス		0
コクサッキーウイルス		0
エコーウイルス		0
アデノウイルス		0
ヒトパレコウイルス		0
風しんウイルス		0
麻疹ウイルス		0
ヒトパルボウイルスB19		0
ノロウイルス	GⅠ群	3
	GⅡ群	37
	GⅠ群及びGⅡ群	0
ロタウイルス		0
サボウイルス		0
アストロウイルス		0
ライノウイルス		0
A型肝炎ウイルス		0
E型肝炎ウイルス		0
RSウイルス		5
SARS-CoV-2	43	444
腸管出血性大腸菌	O157	0
	O26	1
	その他	0
腸管毒素産生性大腸菌		0
腸管侵入性大腸菌		0
腸管病原性大腸菌		0
腸管凝集付着性大腸菌		0
他の下痢性大腸菌		0
サルモネラ		0
カンピロバクター	C.jejuni	0
	C.coli	0
黄色ブドウ球菌（毒素産生性）		0
Yersinia enterocolitica		0
A群溶血性レンサ球菌		0
Legionella pneumophila		0

* 5月3日～5月30日の検出日で集計

4. トピック

RSウイルス感染症は、主に小児に上下気道炎を引き起こす代表的なウイルスであるRSウイルスによる呼吸器感染症です。例年冬期に患者が多くみられていましたが、今年は第15週から報告が増加しており、第20週に比べて第21週には患者数が倍増しています。県内全域で報告がみられ、特に3歳未満児の割合が高くなっています。全国的にも流行がみられます。今後の動向について注視してください。

* 宮城県保健環境センター微生物部

HP: <https://www.pref.miyagi.jp/site/hokans/kansen-center.html>

仙台市感染症発生動向調査情報

<令和3年5月3日～令和3年5月30日>

仙台市衛生研究所微生物課

集計（感染症法＊に基づく全数報告件数）

疾患名	第18週	第19週	第20週	第21週	第18～21週 合計
結核	4	3	2	2	11
腸管出血性大腸菌	0	1	0	0	1
レジオネラ症	0	1	0	0	1
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	0	1	0	1	2
後天性免疫不全症候群	3	0	0	0	3
侵襲性肺炎球菌感染症	0	1	0	0	1
水痘(入院例)	0	0	1	0	1
梅毒	3	0	1	1	5
播種性クリプトコックス症	0	0	1	0	1
破傷風	0	0	0	1	1
風しん	0	0	0	0	0
麻しん	0	0	0	0	0
新型コロナウイルス感染症 ※	61	63	67	49	240

- ・結核
肺結核：3例
肺結核及びその他の結核：1例
その他の結核：3例
無症状病原体保有者：4例
- ・腸管出血性大腸菌感染症
O血清群不明 VT2：1例
- ・レジオネラ症
ポンティアック熱型：1例
- ・カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症
Enterobacter cancerogenus：1例
Klebsiella pneumoniae：1例
- ・後天性免疫不全症候群
AIDS：1例
無症候性キャリア：2例
- ・梅毒
早期顕症Ⅰ期：1例
早期顕症Ⅱ期：2例
無症候：2例

＊感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

※2020年第36週より新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）へ移行し集計方法が異なるため、仙台市の公表資料とは一致していません。

最新の公表資料は、下記のURLより仙台市ホームページをご覧ください。

HP：http://www.city.sendai.jp/kikikanri/kinkyu/corona2020/index.html

集計（患者数＊）

週報定点把握対象 感染症名	第18週	第19週	第20週	第21週	第18～21週 合計
RSウイルス感染症	19	11	37	67	134
咽頭結膜熱	3	11	3	5	22
A群溶血性レンサ球菌 咽頭炎	3	7	6	11	27
感染性胃腸炎（小児科）	40	60	73	75	248
水痘	4	3	7	6	20
手足口病	0	1	1	3	5
伝染性紅斑	2	2	3	0	7
突発性発しん	10	13	14	12	49
ヘルパンギーナ	0	1	0	0	1
流行性耳下腺炎	2	4	4	0	10
インフルエンザ	0	0	0	0	0
急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0
流行性角結膜炎	1	5	1	2	9
感染性胃腸炎 （ロタウイルス）	0	0	0	0	0
クラミジア肺炎 （オウム病を除く）	0	0	0	0	0
細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎	0	0	0	0	0
無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎 （小児科）	0	0	1	0	1
川崎病	0	0	0	0	0
不明発しん症	3	2	5	4	14

＊感染症発生動向調査における患者定点医療機関から報告された患者数

コメント

[RSウイルス感染症]

第18週に増加し、第19週は減少。
第20週に再び増加した。
第20週以降は例年同時期と比較
してかなり多い。

[咽頭結膜熱]

第19週に一旦増加したが、ほぼ
横ばいに推移。

[A群溶血性レンサ球菌咽頭炎]

第21週に増加。
過去15年間で最も低いレベルで
推移。

[感染性胃腸炎（小児科）]

第18週に減少したが、第19週以
降は増加。

[突発性発しん]

第18週に減少したが、ほぼ横ば
いに推移。

仙台市内病院病原体検出情報

<2021年 5 月 3 日～2021年 5 月30日>

独立行政法人国立病院機構仙台医療センター
臨床研究部ウイルスセンター

ウイルス分離状況

2021年	第18週（最終） 5 月 3 日～ 9 日	第19週（中間） 5 月10日～16日	第20週（中間） 5 月17日～23日	第21週（中間） 5 月24日～30日
インフルエンザウイルスA(H1N1)型pdm09	0	0	0	0
A(H3N2)型	0	0	0	0
B型(山形系統)	0	0	0	0
B型(ビクトリア系統)	0	0	0	0
C型	0	0	0	0
解析中	0	0	0	0
RSウイルス	3	1	2	2
ヒトメタニューモウイルス	0	0	0	0
ムンプスウイルス	0	0	0	0
アデノウイルス	0	0	0	0
エンテロウイルス	0	0	0	0
ライノウイルス	0	0	0	0
単純ヘルペスウイルス	2	0	0	0
サイトメガロウイルス	0	0	0	0
パラインフルエンザウイルス 1 型	0	0	0	0
2 型	0	0	0	0
3 型	0	0	0	0
4 型	0	0	0	0
解析中	0	0	0	0
未 同 定	0	0	0	0
分離総数／検体総数	5/47	1/34	2/33	2/21

抗原検出状況

2021年	第18週 5 月 3 日～ 9 日	第19週 5 月10日～16日	第20週 5 月17日～23日	第21週 5 月24日～30日
インフルエンザウイルス	0	0	0	0
A型	0	0	0	0
B型	0	0	0	0
RSウイルス	0	0	1	2
ヒトメタニューモウイルス	0	0	0	0
新型コロナウイルス	0	0	0	0
アデノ（呼吸器）	0	0	0	0
※溶連菌	0	0	0	0
アデノ（眼科）	0	0	0	0
アデノ（便中）	0	0	0	0
ノロウイルス	0	0	0	0
ロタウイルス	0	0	0	0
単純ヘルペス	0	0	0	0
水痘帯状疱疹	0	0	0	0
陽性数／検体総数	0/86	0/77	1/74	2/76

コメント：第14週より、「新型コロナウイルス」の抗原迅速検出キットをスクリーニング検査として使用開始いたしました。
実施数および陽性数について「抗原検出状況」に項目を追加しましたのでご確認ください。

※院内から提出される検体につきまして、同一患者から複数の検体が提出される場合がありますので、分離数と実質患者数が異なる場合、「分離数（実質患者数）」の順に記載しています。

なお、これらの成績は主に以下の医療機関から定期的に送られてくる検体を解析したものです。

* 永井小児科医院、庄司内科小児科医院、仙台医療センター

保健所からの便り

仙台市保健所・保健所支所からの「保健所便り」

改正食品衛生法の本格施行について

平成30年6月13日、食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、令和3年6月1日に、いよいよ完全施行を迎えます。この改正では、食品の安全性の向上のための多数の項目が盛り込まれており、約15年ぶりの食品衛生法大改正となりますので、主な内容についてご紹介いたします。

1. 法改正の背景

近年、共働き世帯の増加や高齢社会の進展により、調理食品や外食・中食の利用が生活に欠かせなくなっています。しかし、食中毒の発件数や患者数は、近年下げ止まり傾向であり、食中毒事件の6割程度は飲食店が原因です。特に多く発生しているノロウイルスによる食中毒では、発生原因が調理従事者由来である場合も多く、平成29年に発生したきざみのりによる広域的な集団食中毒事件では、のりの加工時にノロウイルスに汚染されたことが原因であったと判明しています。このような状況から、食品の安全を保つためには、フードチェーンに関わる全ての食品等事業者による自主衛生管理の取組みの必要性が指摘されてきました。さらに、輸入食品の増加や食品流通のグローバル化が進んでいます。HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) による衛生管理は、食品衛生管理の国際標準として、欧米の先進国を中心に義務化が進められていることから、輸入食品の安全確保とともに今後の食品の輸出促進等を見据えると、我が国の食品衛生管理も国際標準と整合的なものであることがより求められるようになってきました。このような、食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全性を確保するため、今回の法改正が行われました。

2. HACCPに沿った衛生管理の制度化

今回の法改正の大きな柱の一つである、HACCPに沿った衛生管理の制度化については、令和2年6月1日から施行され、1年の経過措置期間を経て、令和3年6月1日から本格的に施行されます。原則、全ての食品等事業者は、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求めるものですが、事業者の皆さんにとっては、日々取り扱う食品の安全性を向上させることができ、不適切な食品の早期発見につながる等のメリットがあります。

仙台市青葉区は、東北の玄関口である仙台駅、東北最大の歓楽街である国分町のほか、広大な地域を管轄しており、様々な業態の飲食店営業等も多い地域です。当課では、規模や事業内容に応じて、衛生管理方法についての助言・指導を行っていますが、HACCPに沿った衛生管理といっても、どのように取り組むのか悩まれている事業者の皆さんも多く、各事業者団体が作成した手引書を参考にしながら、わかりやすい助言・指導に取り組んでおります。

3. 営業規制の見直し

原則、全ての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理の実施を求めることとなったことに伴い、これまで自治体が把握していなかった、営業許可の対象でない業種の事業者に対しても適切な助言・指導が行えるよう、営業の届出制度が創設されます。併せて、「食品衛生申請等システム」の運用が開始され、届出等のオンライン化により、行政手続等の利便性の向上が図られています。

また、営業届出制度の創設に伴い、営業許可の対象業種についても、食中毒のリスクや、食品衛生法に基づく規格基準の有無、これまでの食中毒の発生状況等を踏まえ、全面的に見直しがなされ、32業種に再編されます。漬物製造業等が新たに許可業種に加わり、乳類販売業等は、これまでの許可業種から、届出の対象に移

行します。

さらに、営業許可要件となる施設の基準については、各都道府県の条例で定められていますが、自治体によって異なるため、広域に事業展開する事業者等に負担を生じている面がありました。このことから、今回の法改正において、厚生労働省が、各都道府県が条例制定の際に参考にすべき基準を定め、施設基準の全国平準化を図られます。これら営業届出制度と、見直し後の新たな営業許可制度は、令和3年6月1日

より施行されます。

当課では、食品等事業者の皆さんからの相談を受ける場合も、営業の開始時期によって混乱することなく、きめ細やかな対応ができるよう、準備をすすめております。今後も、新しい制度の定着を図り、食品等事業者の皆さんや、地域の方々と協力し、食品の安全性確保に努めてまいります。

（文責：仙台市青葉区保健福祉センター衛生課
食品衛生係）

ちょっとひと息

身近な場所にいるエビの話

いよいよ待ちに待った海水浴シーズンです。昨年は新型コロナウイルスの影響で県内の海水浴場が軒並み閉鎖されましたが、今年はどうでしょうか。東日本大震災から10年経過し、たくさんの素敵な海水浴場が再整備されたので、何とか、家族で白い砂浜と青い海を楽しみたいです。

今日は、海水浴の話ではなく、エビの話です。砂浜で泳いでいる時、身体がチクチクした経験はありませんか。気にするほどの痛みではありませんが、原因は何なのか、不思議に思っている方もおられると思います。

実は、あのチクチクは、波打ち際に棲む小さな虫が噛み付いているのです。一番多いのが、ヒメスナホリムシという、フナムシを小さくしたような等脚目に属する生き物です。浜辺に魚が打ち上げられると、たちまち集団で噛みついてきます。私たちのことも、エサだと思って噛みついてくるのだと思いますが、毒はないので、あまり気にしなくていいと思います。

他にも、釣り人から「エサダ」や「イサダ」などと呼ばれてウミタナゴやイワシ釣りのエサに使われるコクボフクロアミというエビの仲間など、見えないようでも数種類が波打ち際に棲んでいます。憎たらしいヒメスナホリムシも、釣りエサとしてはなかなかのものです。



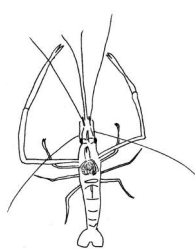
ヒメスナホリムシ

貞山運河や各河川の河口の石の間には、テナガエビやスジエビなどが棲んでいます。これらのエビたちは夜行性なので、昼間はなかなか姿を見ることができませんが、夜になると石の間から出てきて、浅いところでエサを探しています。

貞山運河のテナガエビ釣りは親子に人気で、6月から10月ころまで、2mくらいの短いサオを使って、たくさんの方が楽しんでいます。

小さな針に小さく切ったミミズやカニカマなどを付けて石の間に落としてやると、近くに居ればすぐに食いついてきます。ただ、アタリが来てもなかなか針に掛からなかったり、釣り上げる途中で落としてしまったり、なかなかスリリングな釣りです。

食べる場合は、バケツとエアポンプを持って行って生かして持ち帰り、3日くらいきれいな水で飼育して泥を吐かせると美味しく食べられるようです。大抵は10cm未満ですが、大きなものだと手のひらからはみ出すサイズもあります。



テナガエビ



在来スジエビ

住宅地の近くの小川にもけっこうエビが棲んでいます。近づける安全な場所があったら、ゼヒ網ですくって探してみてください。

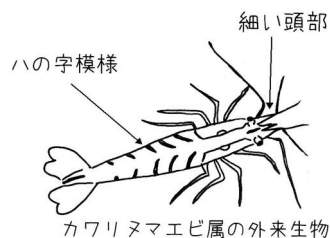
ブラックバスやブルーギルなどの獐猛な外来魚の拡大で、エビたちの生息エリアはかなり減ってしまいましたが、大きな魚が棲めない小川ではしぶとく生き抜いているようです。

県内の小川の代表的なエビは、スジエビとヌカエビです。スジエビは、どっしり体型で大きなハサミを持っており、肉食で小魚なども襲います。テナガエビの仲間、汽水域でも見られます。ヌカエビは、華奢な体型で顔が細く、雑食ですが藻類などが主食です。ヌマエビの仲間、淡水域のみで生息しています。

近年、困ったことが起きています。ヌカエビにそっくりの、カワリヌマエビ属の外来生物がどんどん増えているのです。ペットとして飼われていたものや、釣りエサとして売られていたものが放されて繁殖したのが原因と言われていますが、ここ数年で明らかに生息範囲を拡大しています。

上から見ると、腹部から尾にかけて「ハ」の字模様が並んでいるのが特徴です。

SDGsでも、生物多様性の維持や在来生物の保護が目的とされています。たとえ小さな生き物であっても、無秩序な放流が自然環境に大きなダメージを与えてしまう可能性があるため、みんなで気をつけましょう。



カワリヌマエビ属の外来生物

文・木村健太郎

宮城県森林インストラクター協会

あ と が き

いよいよオリンピックが近づいてきました。新型コロナウイルスワクチン接種状況や感染症対策について連日報道されていますが、やはり、新型コロナウイルス感染症への不安を払拭するまでには至っていないと感じています。是非、安心・安全なスポーツの祭典であってほしいと願うばかりです。

さて、情報みやぎ 7 月号では宮城県並びに仙台市の保健・環境関係部局から今年度の方針および主要事業の情報を直接提供いただき掲載し

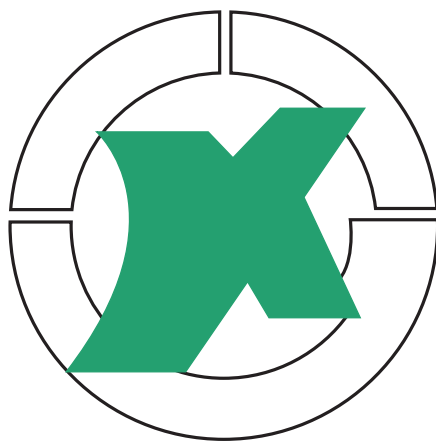
ておりますので、参考にしていただければと思います。

また、令和 3 年度におきましても研究助成金を募集し、多数の申請をいただきました。結果につきましては、8 月号に掲載する予定としています。

今後も読者の皆様からのご意見・情報をお待ちしております。

(事務局：jouhou@eiseikyokai.or.jp)





記 章 の 説 明



は宮城県の地図



と公衆衛生協会の頭文字

Kを図案化したもので、Kの緑色は宮城県の色を表している。

外枠は公衆衛生協会の公を図案化したものである。

(昭和62年10月制定)

公衆衛生情報みやぎ 令和3年6月20日発行

編 集 者 公衆衛生情報みやぎ編集委員会
発 行 所 一般財団法人 宮城県公衆衛生協会
〒981-3111 仙台市泉区松森字堤下7-1
TEL 022-771-4722 FAX 022-776-8835
Eメール：jouhou@eiseikyokai.or.jp
URL：https://www.eiseikyokai.or.jp
印 刷 所 株式会社 イシカワ印刷